



山形県公報

令和5年8月31日(木)

号 外 (28)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) … 1

告 示

山形県告示第620号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和5年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類(通称名ADB-BINACA)
- (2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類(通称名N-Butylbutylone、N-Butyl norbutylone)
- (3) 2-(エチルアミノ)-2-(3-フルオロフェニル)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類(通称名FXE、Fluorexetine)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和5年9月1日

令和5年8月31日印刷 発行所 山形県庁
令和5年8月31日発行 発行人 山形県